

土 地 掘 削 許 可 申 請 書

事 項	温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとするとき。
根拠法令	<p>法 律 第3条、第4条          規 則 第1条、第1条の2          細 則 第2条（様式第1号）</p>
提出部数	<p>保健所設置市以外：正本1部（薬事管理課）、副本1部（保健福祉事務所）          保健所設置市内：正本1部（薬事管理課）、副本1部（長野市保健所又は松本市保健所）</p>
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請者が法人の場合は法人の登記事項証明書</li> <li>2. 掘削しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 掘削しようとする地点を明示した位置図</li> <li>② 掘削しようとする地点から半径3km以内の地域についての状況を記載した見取図（既存源泉があるときは、当該源泉の所在地及び当該源泉から掘削しようとする地点までの距離を記入）</li> </ol> </li> <li>3. 設備の配置図及び主要な設備の構造図             <p style="margin-left: 2em;">設備の配置図には、事務所等の附帯設備の他に、可燃性天然ガス警報設備の位置や消火器の位置、掘削口、泥水の放出口及び敷地境界の位置等を記入</p> </li> <li>4. 掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに掘削の方法が温泉法施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを証する書面</li> <li>5. 掘削時災害防止規程</li> <li>6. 掘削地点の選定理由書             <p style="margin-left: 2em;">申請者が地質調査会社等に温泉開発に関する調査を委託した場合は、その報告書の写しでも可</p> </li> <li>7. 利用計画書             <p style="margin-left: 2em;">温泉の用途、利用施設の概要、必要湯量とその根拠等を記載したもの</p> </li> <li>8. 掘削孔仕上げ断面計画図</li> <li>9. 温泉法第3条第2項に規定する権利を有することを証する書類</li> </ol>

	<p>① 申請者の自己所有地である場合は、土地の登記事項証明書</p> <p>② 申請者の自己所有地でない場合は、土地の登記事項証明書及び申請者と土地所有者との間で結ばれた掘削地使用承諾書の写し等</p> <p>10. 申請地の公図</p> <p>11. 申請者が温泉法第4条第1項第4号から第6号までに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>12. 掘削に対する同意書</p> <p>掘削しようとする地点から半径3km以内にある既存源泉の採取権者の同意書。ただし、同意書が得られない場合は、次の書類を添付するものとする。</p> <p>① 同意が得られないことの経過（理由）書</p> <p>② 既存源泉に影響を及ぼさない科学的根拠を説明した書類</p>
手 数 料	140,000円（長野県収入証紙）
そ の 他	<p>1. 長野県環境審議会温泉審査部会で審議される。</p> <p>2. 森林法、自然公園法等の他法令による制限の有無の確認が必要。</p> <p>3. 保健（福祉事務）所は「土地掘削許可申請内容確認書」を作成し、薬事管理課に申請書を進達する際に添付する。</p> <p>4. 大規模な地熱開発<sup>*1</sup>における掘削申請を行う場合は、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」（環境省：令和3年9月30日改訂）に基づくものとし、特に次の点に留意する。</p> <p>①科学的根拠に基づき、地熱貯留層の存在範囲と温泉帯水層との関係、揚湯に伴う温泉資源への影響予測評価が明確に示されていることが必要である。</p> <p>②ガイドラインに準拠した「順応的管理<sup>*2</sup>」が利用計画書に明記されていることが必要である。</p> <p>※1 「大規模な地熱開発」とは、環境アセスメントの対象となる発電規模（第1種事業：1万kW以上、第2種事業：7,500kW以上1万kW未満）又は同一貯留層に2本以上の生産井の掘削を計画する地熱開発のこと。</p> <p>※2 「順応的管理」とは、発電所運転開始前後で生産井の噴出量や温度、地熱貯留層の動態、周辺既存源泉や地表部の微候等を対象とするモニタリングを実施し、その結果を関係者間の合意形成を行う場である協議会等において定期的に共有、検証、意見交換等を行うことにより、影響を評価しつつ運転や全体計画の見直しを行うリスクマネジメントの理論を取り入れた考え方のこと。</p>

土地掘削許可申請書

年 月 日

長野県知事 殿

長野県収入証紙欄  
(消印しないこと。)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり土地を掘削したいから、許可してください。

記

掘削に係る温泉の利用の目的				
掘削しようとする土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況	所在地番		地目	
	付近の状況			
湧出路の口径、深さ、その他掘削の工事の施行方法	口径	mm	工事の施行方法	
	深さ	m		
主要な設備の構造及び能力	構造		能力	
工事の着手及び完了の予定日	着手			
	完了			
備考				

(備考) 1 「工事の施行方法」欄の上段には掘削の方法 (例えば、コアボーリング、綱掘、上総掘等の別) を記入し、下段には掘削の形態 (例えば、垂直掘、斜掘、横掘等の別) を記入すること。

2 代替掘削の場合には、旧温泉の湧出地の所在及び地番を「備考」欄に記入すること。